

昭和三十二年法律第三百三十五号

準備預金制度に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、通貨調節手段としての準備預金制度を確立し、わが国の金融制度の整備を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者(第三号から第八号までに掲げる者にあっては、これらの者うち政令で定めるものに限る。)をいう。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(以下「銀行」という。)

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行

三 信用金庫連合会

四 農林中央金庫

五 株式会社商工組合中央金庫

六 株式会社日本政策投資銀行

七 保険業法(平成七年法律五百五号)第三条第一項の免許を受けた生命保険会社

八 この法律において「法定準備預金額」とは、指定金融機関がこの法律の規定により保有しなければならない日本銀行に対する預け金の最低額をいう。

九 この法律において「指定勘定」とは、次に掲げるものに係る勘定をいう。

一 預金(第四号に該当する預金その他政令で定める預金を除くものとし、定期積金を含むものとする)。

二 指定金融機関が特別の法律により発行する債券のうち政令で定めるもの(債券の券面が発行されていない場合には、当該債券の券面に表示されるべき権利)。

三 信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で、多數の委託者の信託財産を合同して運用するもののうち政令で定めるものに係る信託契約により受け入れた金銭。

四 外國為替及び外貨貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者に係る外貨預金、同項第六号に規定する非居住者に係る預金その他の指定金融機関の債務で政令で定めるもの。

五 前各号に掲げる債務に準ずるものとして政令で定めるもの。

4 この法律において「指定勘定区分額」とは、指定金融機関の各指定勘定の残高を政令で定めることにより区分したそれぞれの金額をいふ。

5 この法律において「指定勘定増加額」とは、指定金融機関の各指定勘定の残高が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

一 日本銀行が第四条の規定により基準日を定めた場合 その日の終業時における当該指定勘定の残高

二 日本銀行が第四条の規定により基準期間を定めた場合 その期間中の毎日(当日が休日であるときは、その前日)第七条において同じ。)の終業時における当該指定勘定の残高の合計額をその期間の日数で除して得た金額

6 この法律において「準備率」とは、指定金融機関の各指定勘定の残高、指定勘定区分額又は指定勘定増加額を乗じて得た金額の合計額を、その月の日数で除して計算する。この場合において、その月のうちに当該準備率が定められない日があるときは、その日については、当該準備率を零として計算するものとする。

7 この法律において「法定準備預金額」は、日本銀行による準備率を乗じて得た金額を、その月の日数で除して計算する。この場合において、その月のうちに当該準備率が定められない日があるときは、その日については、当該準備率を零として計算するものとする。

8 この法律において「指定勘定区分額又は指定勘定増加額に係る法定準備預金額の比率」とは、(日本銀行預け金の保有義務)

9 第三条 指定金融機関は、日本銀行が次条の規定により準備率を定めた場合には、第七条第一項又は第二項に規定する方法で計算した法定準備預金額以上の金額を、日本銀行に対する預け金として保有しなければならない。

10 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

11 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

12 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

13 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

14 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

15 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

16 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

17 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

18 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

19 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

20 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

21 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

22 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

23 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

24 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

25 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

26 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

27 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

28 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

29 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

30 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

31 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

32 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

33 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

34 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

35 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

36 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

37 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

38 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

39 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

40 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

41 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

42 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

43 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

44 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

45 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

46 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

47 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

48 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

49 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

50 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

51 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

52 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

53 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

54 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

55 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

56 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

57 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

58 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

59 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

60 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

61 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

62 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

63 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

64 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

65 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

66 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

67 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

68 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

69 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

70 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

71 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

72 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

73 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

74 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

75 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

76 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

77 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

78 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

79 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

80 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

81 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

82 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

83 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

84 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

85 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

86 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

87 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

88 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

89 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

90 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

91 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

92 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

93 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

94 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

95 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

96 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

97 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

98 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

99 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

100 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

101 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

102 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

103 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

104 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

105 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

106 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

107 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

108 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

109 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

110 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

111 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

112 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

113 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

114 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

115 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

116 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

117 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

118 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

119 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

120 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

121 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

122 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

123 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

124 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

125 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

126 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

127 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

128 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

129 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

130 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

131 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

132 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

133 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

134 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

135 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

136 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

137 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

138 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

139 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

140 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

141 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

142 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

143 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

144 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

145 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

146 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

147 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

148 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

149 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

150 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

151 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

152 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

153 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

154 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

155 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

156 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

157 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

158 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

159 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

160 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

161 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

162 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

163 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

164 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

165 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

166 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

167 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

168 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

169 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

170 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

171 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

172 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

173 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

174 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

175 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

176 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

177 この法律において「(準備率等の設定、変更又は廃止)

178 この法律において「(準備率

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八
五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十一年十月一日

(検討)

第六十六条 政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀の投融资機能が活用される制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

（会社の長期の事業資金に係る投融资機能の活用）

第六十七条 政府は、会社の長期の事業資金に係る投融资機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融资機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。